

令和2年度第2回 徳島地方最低賃金審議会 議事録

1 開催日時等

日時 令和2年7月30日（木）15時00分～16時10分

場所 あわぎんホール5階小ホール

2 出席者

(公益委員)上原委員 関口委員 佐野委員 瀧委員 撫養委員
(労側委員)新居委員 小谷委員 藤田委員 三木委員 山本委員
(使側委員)濱田委員 坂田委員 中村委員 天野委員 小林委員

3 議題

- (1) 目安答申伝達
- (2) 賃金改定状況調査及び最低賃金に関する基礎調査の結果説明
- (3) 徳島県最低賃金改定の審議
- (4) 徳島県最低賃金改正決定諮問についての意見聴取
- (5) その他

4 議事

上原会長

それでは、本年度第2回徳島地方最低賃金審議会を開会いたします。
事務局は、本日の委員の出席状況を報告して下さい。

事務局（室長）

本審議会は、最低賃金審議会令第5条第2項により、審議会全委員の3分の2の10名、又は各側委員の3分の1の各2名以上の出席で成立することとなっております。

本日は、15名全員の委員にご出席いただいております、本審議会は有効に成立しております。

本日の審議会は、徳島地方最低賃金審議会運営規程第6条に基づき、公開しており、5名から傍聴の申し込みを受け、5名の方が傍聴されております。その他、マスコミの方も入っております。

以上、併せて、ご報告いたします。

上原会長

傍聴される方は、事前に事務局の方からお渡ししている注意事項を守っていただきますよう、お願いいたします。

まず、最初に、議事録の署名人を指名させていただきます。

議事録署名人は、公側が私と、労側が新居委員、使側が濱田委員にお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

本日の審議会は、お手元の次第により進めさせていただきます。

まず、次第1の「令和2年度中央最低賃金審議会の目安答申」について事務局から説明をお願いします。

事務局（室長）

お手元にお配りしている令和2年7月22日付けの厚生労働大臣あての答申文をご覧ください。

7月22日、中央最低賃金審議会会長から、厚生労働大臣あてに、答申されました「令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について」をご報告いたします。

答申は、答申本文に、別添1として公益委員見解、別添2として小委員会報告が添付されたものとなっております。

答申の内容は、読み上げさせていただきます。

1として、「令和2年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。」

2として、「地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別添1）及び中央最低賃金目安に関する小委員会報告（別添2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。」

3として、「地方最低賃金審議会の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。」

4として、「中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。」

5として、「行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。」

以上となっております。

別紙1が本年度の目安に関する公益委員見解となっております。

本年度の目安の部分について、読み上げさせていただきます。

「令和2年度地域別最低賃金額については、新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用・労働者の生活への影響、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況、今後の感染症の動向の不透明さ、こうした中でも雇用の維持が最優先であること等を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当との結論を下すに至った。

目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、上記見解を十分に参酌し、地域の経済・雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、適切な審議が行われることを希望する。」

とされました。

1円以上の有額の目安が示されなかったのは、「IT不況の平成14年～16年度の3年間、リーマンショックの平成21年度以来で目安が時間額に統一された平成14年以降5回目となっています。

この公益見解を取りまとめるに当たっては、2の(1)の①～⑥等、様々な要素を総合的に勘案して検討されたとなっております。

その次の(2)において、生活保護水準と最低賃金との比較では、引き続き乖離が生じていないことが確認されたとのことであり、当県を含め生活保護水準を下回る都道府県はなかったということになります。

(3)において、来年度以降の審議については、「新型コロナウイルス感染症等による様々な影響を踏まえながら、経済の好循環継続の鍵となる賃上げに向け、日本経済の生産性の底上げや、取引関係の適正化など、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、最低賃金についてはさらなる引き上げを目指すことが社会的に求められていることも踏まえ、議論を行うことが適当と考える。」とされております。

(4)として、「最低賃金引上げが及ぼす影響については、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。」とされています。

次に、別添2の小委員会報告は、2に、労働者側見解が、3に、使用者側見解が示されています。

結果といたしまして、4に「意見の不一致」とありますように、目安小委員会としては「これらの意見を踏まえ目安をとりまとめるべく務めたところであるが、労使の意見の隔たりが大きく、遺憾ながら目安を定めるに至らなかった。」となりました。

このため、公益委員としては、5にありますとおり諸般の事情を総合的に勘案して公益委員見解を取りまとめ、その取扱いとして、「地方最低賃金

審議会における円滑な審議に資するため、これを地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとし、併せて、地方最低賃金審議会の自主性の発揮及び審議の際の留意点に関し併せて総会に報告すること」とされました。

さらに答申文の記の4及び5の事項を要望事項として記されたものがあります。

本年度の目安答申に関する説明につきましては、以上です。

上原会長

ただ今、本年度の目安答申に関する説明がありましたが、これについてご意見やご質問などがございましたらお願いします。

労・使の皆様いかがでしょうか。

新居委員

先ほど申されました目安についての解釈についてですが、資料の別紙1の一番上に書いている文章の中で、4行目の後半ですが、「現行水準を維持することが適当との結論を下すに至った」という文言がございます。これについては、引き上げ額の目安を0円ということを示しているのではなく、現行水準を維持するということイコール0円ではないということをお場で一応確認をさせていただきたいと思っております。

もう1つ、この次の段落にあります、「地域の経済雇用の実態を見極めて、地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、適切な審議が行われることを希望する」ということで、それぞれの地域ごとの事情を勘案しながら決めてほしいということを受け取っておりますので、その点、この徳島県最低賃金審議会の中で共有させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

上原会長

他にはいかがでしょうか。

濱田委員

今、労側委員さんからご指摘がありました件でございます。確かに引き上げ額の目安は示さず、現行水準を維持することが適当であるという結論でございました。決して、私のほうもこれで満足しているわけではございません。

使用者側としましては、コロナ感染症の動向や経済雇用への影響が予断を許さない状況にある。マイナスもしくは最低限0円の凍結、据え置きという

目安が示されたものと理解をしておりました。中央最賃の意見はこんなものかと受け止めております。一応、一定の評価はいたしますが、地方に投げかけてきたものであり、責任のない答申であり、公益委員見解なのかと感じております。以上でございます。

上原会長

今の点について確認をしておきたいのですが、0という数値を示す場合と、目安を示さないという場合は、過去に両方あったと思いますが、その辺を事務局から説明していただきたいのですが。

事務局（室長）

先ほど申し上げました、平成14年度から平成16年度までの3年間、それから平成21年度のトータル4回、有額の目安が示されなかったというところがございますが、その時がどうであったかというところを説明させていただきます。

平成14年度につきましては、今年と同じように目安を示さないことが適当との結論を下すに至ったということで0円とも何も言わずに示さなかった。15年につきましては、目安額は各ランクとも0円という数字が示されました。16年度につきましては、目安額を示さないことが適当との結論に至ったということで、14と16が同じ表現です。それと、21年については、生活保護水準との乖離があったという部分がございます、全国で乖離が認められていた12都道府県につきましては目安が示され、それ以外の県につきましては、目安は示さないことが適当であるということで、21年の時に、徳島は目安を示さないことが適当であるとなっております。その時の上げ幅がどうだったかというのを追加で説明させていただきます。14年の目安が示されなかったときは、47都道府県のうち17都道府県は1円アップということで、残りの30の県につきましては0円という状況でございました。15年の0円が示されたときは、賃上げは1円ですが、1円上げたところが5県、42県が0円でした。平成16年の金額が示されなかったときは、44県が1円から2円の間で賃上げ、3つの県が0円という状況です。最後に21年、リーマンショックの時ですけれども、この時は、乖離の県が12県ありましたのでその県はそれ相当の金額が上がっておりますが、全体で45県が上がっており、2つの県が0円という状況でございました。

上原会長

ということでもありますから、目安を示さないという場合と、プラスマイナ

ス0という、0という目安を示すのは今説明があったような形で、微妙な判断になってくることがあります。今回もそういった、目安を示さない形になっておりますので過去の経緯なども踏まえまして今後の議論を進めていければと考えております。

他に何か、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

続きまして、次第2の「賃金改定状況調査及び最低賃金に関する基礎調査の結果説明」に移ります。事務局より説明して下さい。

事務局（室長）

まず、最初に「賃金改定状況調査結果」について説明させていただきます。

別途配付資料の「第2回目安に関する小委員会配付資料」の資料No. 1 令和2年賃金改定状況調査結果をご覧ください。

この調査は、1頁の「2調査産業」にありますように7つの産業を対象として、「3調査事業所」のとおり、全国で事業場規模30人未満の15,641事業所に調査を実施した結果となっております。この調査は「5調査事項」の各項目について回答をいただいております。去年と今年の6月分賃金の改定状況等を調査しております。

3頁の第1表は、今年の賃金改定実施状況の事業所割合となっております。

上の表の左端「産業計」の下の欄の「計」をご覧くださいと、今年1月から6月に賃金を上げた事業所は41.2%で、その下にある令和元年の53.6%と比較すると12.4ポイント減少しています。

賃金を引下げた事業所は1.5%と、昨年より0.4ポイント増加しています。

賃金を改定しない事業所は42.1%と、昨年の31.5%から10.6ポイント増加しています。

7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所は15.1%と、昨年の13.8%から1.3ポイント増加しています。

以上の項目につきまして、徳島県が入っているCランクの欄を見ますと、引上げ実施が4.34%、引下げ実施が1.4%、改定しないが42.1%、7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所は13.1%となっております。

続きまして、6頁、7頁をご覧ください。昨年と今年の6月の賃金の上昇率を示す第4表となっております。6頁の第4表①が男女別で7頁の第4表②が一般パート別となっております。

まず6頁をご覧ください。表の左欄の「産業計」、「男女計」の欄の「計」のところをご覧ください。

1時間当たりの賃金額は、昨年6月が1,455円、今年6月が1,472円で、金額で17円、率にして1.2%の上昇となっています。

徳島県が入っていますCランクを見ると、昨年が1,359円、今年が1,380円で、金額で21円、率にして1.5%の上昇となっています。

昨年は1.1%でしたので0.4ポイントの増加となっています。

他のランクと比べるとAが1.4%、Bが0.4%、Dが0.9%ですので、Cランクの上昇率が最も高くなっております。

次に7頁の第4表②をご覧ください。

「産業計」の「一般」の欄の「計」を見ていただきますと、時間当たりの賃金は、昨年が1,684円、今年が1,700円と、金額で16円、率にして1.0%の上昇となっています。

徳島県が入っているCランクの欄を見ますと、昨年が1,584円、今年が1,605円と、金額で21円、率にして1.3%の上昇となっています。昨年の0.9%より0.4ポイントの増加となっています。

その下のパートの計の欄を見ますと、時間当たりの賃金は、昨年が1,084円、今年が1,102円と金額で18円、率にして1.7%の上昇となっています。

徳島県が入っているCランクの欄を見ますと、昨年は993円、今年が1,016円と金額で23円、2.3%の上昇となっており、昨年の1.8%より0.5ポイントの上昇となっています。

以上が今年の改定状況調査結果の説明とさせていただきます。

続きまして、「最低賃金に関する基礎調査」についてご説明します。

資料No. 5をご覧ください。

これは、当局が最低賃金改正の資料として毎年実施しているもので、897事業所分の調査結果をとりまとめています。この調査は次のページに概要を説明しておりますが、県内全域を対象として、(3)にある産業及び規模区分に対し、無作為抽出により実施したものです。

調査結果として使用する時間額については、最低賃金の算定の基礎から除外される、精皆勤手当、家族手当、通勤手当を除いた額を算定基礎としており、月給の方は、月額を月の所定労働時間で割って、日給の方は1日の所定労働時間で割って時給換算しております。

それでは、まず、最初のページの中ほどにある集計概要をご覧ください。この中の未満率というのは、現在の最賃額である793円を下回っている割合で、全体としては1.63%でした。昨年は0.97%でした。パートのみでは1.19%となっています。

時間当たり地域計での平均賃金額は1,220円で、昨年が1,221円でしたので、昨年よりマイナス1円となっています。

先ほどの改定調査の第4表の全国のCランクの平均1,380円と比較するとマイナス160円となっています。

次に11頁をご覧ください。平成23年以降の本調査における未満率の推移となっています。

12頁は、最低賃金を改正した場合、その改正後の最低賃金額を下回る労働者の割合である影響率を示した表です。

例えば、現在の793円から800円にアップした場合、規模計の影響率は799円のところの5.48%、10円アップして803円になった場合は、規模計の影響率は802円のところの11.45%となります。

13頁からは県最賃が適用される産業の賃金分布表になります。13頁と14頁が全ての労働者を対象とした集計、15頁と16頁はパート労働者を対象とした集計です。13頁から16頁は非常に小さくなりますので、別資料としてA3版に拡大したものを別途配付させていただいております。

これら賃金分布表の一番下の欄には、「月平均賃金額」、「時間当たり平均賃金額」「月一人当たり労働時間数」と各分位数を記載しております。「第1・20分位数」は時間額の分布を見たときに低い額から20分の1、つまり5%に当たる金額を示しており、同じように「第1・10分位数」は10%、「第1・4分位数」は25%、「中位数」は50%の金額ということになります。

「四分位偏差係数」は分布の広がり具合を示す指標の一つで、値が大きいほど広がりが大きくなります。

調査結果に関する説明は以上です。

上原会長

ただ今の説明に関して、何かご意見やご質問はございませんか。

続きまして、次第3「徳島県最低賃金改定の審議」に移ります。

徳島県最低賃金の改定につきましては、中賃の目安答申や本年度の最低賃金に関する調査結果等を参考とし、徳島県最低賃金専門部会において集中的に審議を行うことにしたいと思っております。

なお、専門部会については、6月25日のあり方検討小委員会で協議し、第1回本審の「あり方検討小委員会報告」で確認をいただいておりますとおり、個別の統計情報や企業情報などを含めた固有の資料に基づく審議となる場合があること、部会委員の率直な意見陳述の阻害とならないための配慮、意思決定の中立性の確保などの観点から、非公開とさせていただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、専門部会の日程について事務局から説明をお願いします。

事務局（室長）

日程についてご説明いたします。

資料番号3をご覧ください。

本日は、この第2回本審終了後、当会場で第1回徳島県最低賃金専門部会を開催いたします。

第2回専門部会は、8月3日（月曜日）午後1時30分から徳島労働局4階会議室。

第3回専門部会は、8月5日（水曜日）午後2時からあわぎんホール。において開催を予定しています。

この8月5日（水曜日）までの3回の専門部会において全会一致に至らない場合には、裁決により部会報告を作成し、同日の本審において最終の審議を行うこととするか、予備日に審議を継続するかどうかを併せてご検討いただくこととなります。

審議を継続するとなった場合には、第4回専門部会を予備日としています8月7日（金曜日）、午後3時から開催し、第4回本審を同日午後4時からいずれもあわぎんホールで開催することとなります。各委員の皆様におかれましては、日程の確保をお願いいたします。

8月5日に答申がなされた場合、異議の申出期間の最終日は8月20日となります。

この場合、異議審議と特定最賃必要性審議及び答申を併せて第4回本審を開催する予定ですので、特定最賃必要性審議のための第1回特定最賃合同専門部会を8月21日、午前9時30分からあわぎんホールで開催し、合同部会終了後、11時から第4回本審を同じくあわぎんホールで開催する予定です。

予備日の8月7日に結審となった場合は、今ご説明した8月21日に予定している審議をスライドさせ8月25日（火曜日）に行うこととなります。

以上です。

上原会長

ありがとうございました。

ただ今説明のあった審議日程に関して何かご意見等はございますか。

昨年度、この目安伝達の本審において、使側委員から、専門部会委員以外の委員が意見を述べる機会が少ないので、このタイミングで意見が述べられ

るようにできなかとのご提案をいただいております。この後、専門部会を開催する予定ですので、時間的に限られますが、専門部会委員以外の委員の方からご意見がございましたらお願いしたいと思います。

坂田委員

皆さんご存じのとおり、コロナ禍における徳島の経済状況が非常に悪化しております。大規模災害ですとか、リーマンショックを上回る深刻な状況となっております。また第2波、第3波と先が見えないことにも非常に不安がありまして、危機的な経営をしている経営者に最低賃金を引き上げるようなことがあれば更に追い打ちをかけることになります。

先ほどマイナスまたは最低0円ということですが、最低0円は、私はないと思っております。コロナ禍における経済状況、地域の経済状況が鑑みて現行水準を維持するということは、大きくマイナスをしないと維持できないと感じています。いろいろな支援ですとか補助金ですとか、対策も講じられておりますが、本当に付け焼き刃的なもので、一時的なものであります。これから本当の意味で経済が冷え込んで、更に経営も悪化すると思っております。ですから、今年の徳島県における最低賃金の決定金額というのは経済に大きく影響すると思っておりますので、しっかりと議論しなければいけないと思っております。

天野委員

前回の時に、新居さんから製造業の単価の見直しのことを言っていただけたことはすごくうれしかったです。現実問題のところ、上の方でお話いただいて、会社の方にも大きな取引の時には単価の交渉はどうなっていますかという手紙を逐一いただきます。ですが、去年からですが、米中の摩擦のことで経済が上向いていたのが停滞しつつあり、やっと去年の末くらいからお仕事が順調にいただけるようになり始めたときにコロナウイルスになりました。製造業は、今いらっしゃっている方も体験なさっていると思っておりますが、大きい会社さんでも仕事が週3日で、4日お休みという状況です。大きな上の会社がそういう状態ですので、中小企業は、お仕事の受注が先延ばしになっている状態です。

そのような中で最低賃金ですが、0というより、小企業の私たちとしたら、ここ何年間かずっと20円単位で上がってきておりますのでマイナスにしているだけでいいくらいですが、それでは経済的に上がっていかないので仕方ないかなと思いつつ、0円でいていただきたいなと思っております。とても経済が厳しいので、労働者側の方のご意見も分かっていますが、使用者側が引き続き事業を続けていけるかどうかの瀬戸際でもありますので、よろしくお願

いします。

上原会長

とりあえず使側の委員でご意見のある方、続けてお願いします。

小林委員

前回、私から、倒産件数の話について、倒産件数だけでなく自主廃業も考慮してほしいと申し上げたと思います。前回、終わったあとに、商工会連合会の会員さんから急遽アンケートを取りまして、実際調べたところ、今年1月1日から6月の末までの間に倒産件数は95件ありました。その中で自主廃業された方は84件でございました。差し引きしまして、表面上では12件しか出ないと思いますが、前回申し上げていましたので、実質はそういう形であったということを一言、言わせていただきました。

中村委員

今お話があったとおり、経営者側といたしましては事業の継続をすることと、従業員の雇用を維持するという2点につきまして必死になって、この2点だけは守り抜くというような心がけでやっているのが現状かなと思います。これまで以上に今年の徳島の最賃はどうなるかということにつきまして、本当に多くの事業所が注視している状況であります。コロナの関係で助成金などいろいろな制度ありますけれども、それをなんとか使いながら、どうにかマイナスになりつつ踏ん張っているという現状です。最賃がどうなるかということによって、今言われたような廃業であるとか、また雇用の調整、これが最賃次第で雇用調整の契機になっては絶対いけないと強く思っております。その辺につきましては本当に厳しい状況があります。徳島の感染の状況も踏まえますと、やはり10月からの発効になりますと、また感染者が増えてきたときにどうなるか、今数字に出ていない以上に大きな影響が出てくるかと思われますので、ますます今より厳しい状況になっていきます。

その中で、最賃というのが非常に注目されており、現状そしてこれからというところに重きを置きまして、いろいろな要素を踏まえて決定しますが、やはり、三要素の1つである通常の賃金の支払い能力を最も重視すべきときかなと思っています。本当に未曾有の年でありますので、これまでの実績やデータで結論を出せない現状が今ここにあると、ご理解をいただきたいと思えます。

上原会長

労側の委員で専門部会に出られない委員を中心にご意見をいただければと思います。

藤田委員

女性の労働者の立場で発言させていただきます。女性労働者の中で一番多いのは非正規労働者です。パートの労働者、シングルマザーの労働者がたくさんおります。最低賃金で働く女性労働者も多くおります。凍結、マイナスという使側の意見も分かりますが、1円でも多く上げていただかないと、男性に比べて未だに女性の労働者は賃金が低いです。統計を取っても同一労働同一賃金と言われながらも女性の賃金は男性より低くなっています。子供を1人2人3人と抱えながらシングルマザーで働いている女性も多いです。コロナ禍において切られるのは女性です。パート、非正規から泣く泣く辞めざるを得ない実態も多くあるので、1円でも上げていただきたいと私は思っています。よろしくをお願いします。

三木委員

雇用の確保と最低賃金の引き上げは別と考えていただきたいと思います。前回、私からも藤田委員がおっしゃっていたように、最低賃金でしか働けない方がたくさんいらっしゃいますという話をさせていただきました。先ほど使側委員がマイナスと言われておりましたが、最低賃金で働く方々は、生活を成り立たせるためには長時間労働しかないと嘆いておられます。こんな時だからこそ、地域間格差を埋めて最低賃金法の目的に沿った引き上げが重要だと思います。以上です。

山本委員

さきほどおっしゃっていた通常の業務という認識についてですが、平常時の業務に対してのことだと思っております。非常事態についての通常業務ということは言っていないと思うのでその認識の確認をしたいのと、これまで経済の非常事態というものがあつたと思いますが、その時に経営者側がこういうときのために対処してきたのか、努力してきたのかということも聞きたいと思っております。倒産した会社も多いということを知りましたが、後継者がいなくて辞めたというのと、コロナで辞めたというのと理由がそれぞれあると思いますが、すべてひっくるめてコロナ禍で倒産したと言われてもピンと来ないところが現実であります。

今まで日本経済が人口の増加、生産性の向上で成り立ってきたところがあると思いますが、現在は人口増加の時代ではございません。人口減少、労働

力不足ということで今後の日本経済を支えていくために、社会保障制度の充実とか、いろいろな面を考えますと、賃金を上げて消費を促していくというところに持っていかないと、自分の会社だけ安く賃金を抑えれば、どこかで働いている人が買ってくれるだろうという甘い考えは捨てていただき、すべての会社で賃金をボリュームアップして消費に繋げていくという考えを持っていただけたらと思います。今のところは以上です。

小谷委員

徳島の最低賃金についてであります。793円ということで、Cランクと言われる中で一番低い。平均からしても45円、更に香川とは25円の差があるということで、0ベースの話が使用者側から出たわけですが、徳島の額そのものが低いという認識をしっかりとしておくべきだと思います。そこで、きっちり格差を埋めていくことが必要ではないか。非常に厳しい経営環境にありますが、事業存続のためにはそこで働く労働者の力が絶対的に必要になります。ここは労使の力を合わせて、この未曾有の難局を乗り越えていくためにも最低賃金の底上げが必要だと思います。今のところは以上です。

上原会長

主に専門部会に出られない方のご意見ということでご発言いただきました。続いて、次第4の「徳島県最低賃金改正決定諮問についての意見聴取」に移ります。事務局は意見申出の経緯等について説明して下さい。

事務局（室長）

意見申出の経緯について説明させていただきます。

徳島県最低賃金につきましては、最低賃金法第25条第5項、同法施行規則第11条の規定に基づき、6月30日に改正決定について諮問し、同日から意見公示をしておりましたところ、7月21日、徳島県労働組合総連合様から意見の申出が行われました。

別途配布資料に、意見書の写しを添付しています。

意見の主な内容は、最低賃金の積極的な引き上げを求める意見となっております。

意見の申出にあたって、本審議会での意見陳述の希望があり、陳述者は徳島県労働組合総連合のとくしま生協労働組合書記長豊田様です。

以上です。

上原会長

ただ今、事務局から意見申出の経緯について説明いただいたところですが、申出者から「陳述したい」との要望があったとのことですので、陳述していただいてよろしいですか。

(異議なし)

それでは、陳述者の豊田さんは、5分程度で意見の陳述をお願いいたします。

陳述者（豊田氏）

今日は意見の陳述の場をいただき大変ありがたく思います。私は先ほど紹介いただきました、とくしま生協労働組合の豊田といいます。徳島労連の事務局次長もしておりますので、その関係で徳島労連から出された資料に基づいて、資料にないことも少し加えて、簡単に説明させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

今日、私は、最低賃金がいかに生活苦になっているかということを改めて皆さんに訴えたいと思って参りました。私どもの意見書の3頁を見て分かるように、徳島の最低賃金で1か月生活すれば、1か月の可処分取得は約97,000円にしかならないという表現をさせていただいています。これよりは少し詳しく資料に書かれていないことを述べさせていただきますが、この可処分取得の97,000円に家賃や水光熱費、電話代、インターネット、NHKの受信料や自動車保険の任意保険代、それから生命保険、そういうどうしてもこれだけは必要というものを引くと約6万円前後しか使えるお金が最低賃金者にはありません。その6万円前後の中から更に必要な食費、被服費、ガソリン代、医療費、衛生費、そしてわずかな娯楽費、そういうものすべてを賄わなければなりません。これは1人の生活でもこの種類を6万円前後で賄うのは大変だと思います。

私の職場は、正規、パート、アルバイト、全種類の職員を合わせて500人近くいます。そのうち7割が非正規になっています。パート、アルバイトの人たちが7割を占めています。その人たちの中にはシングルマザーの人もいます。私どもには8つの事業所がありますが、そのうち1つの事業所で、個人的なつながりで聞ける範囲で聞いたところ、シングルマザーは女性のうちで約15%いらっしゃいました。その年代は20代から50代まで、いろいろな年代のシングルマザーの方がいらっしゃいます。当然、子供も小さいお子さんから20歳を超える子供、大学生の子供までいろいろな方がいます。そういう人たちが、1人でも生活が大変な今申し上げた6万円で、食費、服代、医療費、

衛生費を子供たちの費用も含めて賄わなければいけません。

私の会社のアルバイトの時給は最近、最低賃金にひつつきました。パートが少し最低賃金より上をいただいておりますけども、それは私たち労働組合がいろいろやっているから最低賃金よりは上になっています。それでも少し上というだけで、生活ができない最低賃金に近い人たちです。そういう人たちが500人中7割いるということです。そのシングルマザーの中には、親と同居している方、アパートで県内には誰にも頼ることなく1人で子供を育てている方、いろんな方がいらっしゃいます。しかし、親と同居している方でも、私も直接何人にも聞きましたが、やはり大変であり、シングルになって親と同居して辛い思いをして、母でありながら子供にも辛い生活をさせていると語っていただきました。

私は今までに、過去10年ほど前から通算3回ほど最低賃金生活をさせていただきました。その詳しいことは数年前にも発表させてもらいましたので差し控えさせていただきます。この間コロナの自粛生活で、会社や学校が出勤停止になって自粛生活を強いられた4月5月の時期に、世間的には大変メンタルを患った方も出たということで社会問題化されている状況です。このコロナ禍だからこそ、私は今、訴えます。最低賃金の生活というのは、こうしたコロナで自粛生活をした状態が永遠に続く生活です。私は1か月を3回くらいして終えましたけど、このパート、アルバイトの女性たちは、それがずっと続いている状態で生活をしているわけです。しかも子供がいる方もいらっしゃいます。

今日の資料の5頁には貯蓄率が0の世帯が単身世帯で38%、2人世帯でも23%いるということを紹介させていただいています。

最低賃金という法律は、本当に最低賃金で生活をしている人たちの最後の砦としてセーフティネットでなければいけない。そういう法律だと私は思っています。しかし、このシングルマザーの人たちの生活が成り立っていない状況を分かっていたいただきたいと思います。

今の日本の経済界を見れば、GDPの6割は国内消費で賄われています。このコロナ禍ですから、最低賃金に置かれている人たちが、最低賃金が上がればこのGDPの6割を押し上げることができることは明白だと思います。

そして、以前に私がこの場で、最低賃金が1,000円或いは1,500円に上げれば経済効果がどのくらいになるかを申し上げました。もう一度紹介させていただくと、徳島県で最低賃金を1,000円にしたときの経済効果は74億円、1,500円になれば555億円と、労働総研というシンクタンクが数年前に発表しています。また、つい最近では、法政大学の経済学の教授が、最低賃金を500円引き上げるのに必要な額は10兆円だと発表されています。その10兆円をつぎ込ん

で最賃を500円アップしたときの経済利益は年間84兆円になると試算していると発表していました。今の日本の大企業の内部留保は463兆円あります。その内の10兆円を使えば、500円引き上げることができると発表している経営学者もいるということです。

もちろん私たちは、中小零細企業の人たちへの補助もなくてはならないと考えています。フランス並に中小零細企業の人たちへ補助をすれば、具体的には、フランスは社会保険料の減免をしています。日本はフランスの0.4%にしか達していない。しかも社会保険料には使われてはいません。ということですから、フランス並に中小零細企業に補助を出せば、そして社会保険料など、人件費を少しでも軽くすることができるというような補助をすれば、日本でも最低賃金を大きく引き上げることが可能ではないかと訴えたいと思います。

事実、世界の国を見ても、今年、コロナ禍でも最低賃金を上げるのは、2頁に戻りますが、ご覧ください。アメリカの4つの州で15ドルに引き上げたということで紹介しています。それ以外にもニュージーランドでは今年6.8%、ドイツでは段階的に引き上げ、韓国でも1.5%上げることと決定しています。ということで、コロナ禍でも世界各国で最低賃金を上げる国はあります。

そして最後に、資料の9頁に私たちが全国各地で行った、最低生計費の調査結果を記載しています。これには時給で1,500円くらい、月額で23万円くらいが必要だという調査結果が出ています。徳島でも、私どもが行った9年前の調査で、ほぼ同じ金額が最低生計費として割り出されました。

12頁には、徳島県の人口流出のことが載っております。これを見ても分かるように、徳島県の人々が県外へ流出する人のほうが、県外から入ってくるよりはるかに多い。その差が2,000人を超えているということで、県外に出ていく人が14,000人を超えています。この圧倒的な多くは若者世代です。こうした状況は全国地方の至るところで繰り返されているのが今の状況です。これを止めるには全国一律の最低賃金が必要だと、それが経済を立て直す道だと私たちは思っています。

最後になりましたが、これだけは言わせてください。最低賃金の法律はセーフティネットでなくてはならないと、私は考えています。今それができないということを皆さんに訴えさせていただき、もう1点併せて言えば、この最低賃金の生活の体験を是非委員の皆さんにも行っていただきたい。私もまた挑戦したいと思っています。よろしく申し上げます。今日はありがとうございました。

上原会長

それでは、時間はあまりありませんが、委員の皆様からご質問等がありましたらお願いします。

(質疑等なし)

陳述者の豊田さんはありがとうございました。

それでは、事務局より他の方の意見書について紹介してください。

事務局（室長）

徳島県労働組合総連合様以外のご意見の提出はありませんでした。

上原会長

徳島県最低賃金改定の審議に当たりましては、ただ今のご意見も参考としてまいりたいと存じます。

最後の「その他」に移ります。

事務局から何かありますか。

事務局（室長）

「その他」ということでは、特にございませぬ。

本日は、このあと10分程度後から、第1回専門部会を開催いたします。会場は引き続き、この場所となります。

専門部会委員の皆様には、引き続きとなりますがよろしく願いいたします。

上原会長

本日の審議項目は以上ですが、他にご意見等ございませぬでしょうか。

他になければ、本日はこれで終了いたします。

閉 会